

- 【分配の推移】(8)
- 【自己資本利益率(収益率)の推移】(9)
- (3) 【販売又は買戻しの実績】(10)
- 6 【管理及び運営】
 - (1) 【資産管理等の概要】
 - 【資産の評価】
 - 【申込(販売)手続等】
 - 【買戻し手続等】
 - 【保管】
 - 【存続期間】
 - 【計算期間】
 - 【その他】
 - (2) 【利害関係人との取引制限】
 - (3) 【投資主・投資法人債権者の権利】
- 第2 【関係法人の概況】
 - 1 【資産運用会社の概況】
 - (1) 【名称、資本の総額及び事業の内容】(11)
 - (2) 【運用体制】
 - (3) 【大株主の状況】(12)
 - (4) 【役員の状況】(13)
 - (5) 【事業の内容及び営業の概況】
 - 2 【その他の関係法人の概況】
 - (1) 【名称、資本の額及び事業の内容】(14)
 - (2) 【関係業務の概要】
 - (3) 【資本関係】
- 第3 【投資法人の経理状況】
 - 1 【財務諸表】
 - (1) 【貸借対照表】
 - (2) 【損益計算書】
 - (3) 【附属明細表】
 - 2 【投資法人の現況】(15)
 - (1) 【純資産額計算書】平成 年 月 日
 - 資産総額
 - 負債総額
 - 純資産総額(-)
 - 発行済数量
 - 1単位当たり純資産額(/)
 - (2) 【投資有価証券の主要銘柄】
 - (3) 【投資不動産物件】
 - (4) 【その他投資資産の主要なもの】
- 第4 【参考情報】(16)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 有価証券報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。
また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそ

れのある表示をしてはならない。

- b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
 - c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - d 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
 - e 提出会社の発行している特定預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者）の情報がある場合には、本様式「第3 投資法人の経理状況」の次に「第3の2 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令の第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。
 - f 有価証券報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- (2) 投資法人の出資総額
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(18)に準じて記載すること。
 - (3) 主要な投資主の状況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。
 - (4) 役員の状況
有価証券報告書提出日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(21)に準じて記載すること。
 - (5) その他
 - a 有価証券報告書提出前1年以内（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6月以内）において、訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。
 - b 上記以外については、第四号の三様式の「記載上の注意」(22)に準じて記載すること。
 - (6) 投資状況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(34)に準じて記載すること。
 - (7) 純資産等の推移
有価証券報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近3計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間）の各計算期間末について、第四号の三様式の「記載上の注意」(36)に準じて記載すること。
 - (8) 分配の推移
有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間）について、第四号の三様式の「記載上の注意」(37)に準じて記載すること。
 - (9) 自己資本利益率（収益率）の推移
有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間）について、第四号の三様式の「記載上の注意」(38)に準じて記載すること。
 - (10) 販売及び買戻しの実績
有価証券報告書提出日の直近3計算期間（6月を1計算期間とする投資法人にあっては、6計算期間）について、第四号の三様式の「記載上の注意」(39)に準じて記載すること。
 - (11) 名称、資本の額及び事業の内容
資本の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
 - (12) 大株主の状況
有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(51)に準じて記載する

こと。

(13) 役員の状況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(52)に準じて記載すること。

(14) 名称、資本の額及び事業の内容

資本の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(15) 投資法人の現況

有価証券報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(61)に準じて記載すること。

(16) 参考情報

当計算期間において、法第 25 条第 1 項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。